

見附市保育料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 2 6 日

見附市長 稲 田 亮

見附市規則第 2 2 号

見附市保育料規則の一部を改正する規則

見附市保育料規則（昭和 6 2 年見附市規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

B	A 階層を除き、当該年度の 4 月分から 8 月分までの保育料の算定にあつては前年度分の、当該年度の 9 月分から 3 月分までの保育料の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	0	0
C		均等割の額のみ在世帯(所得割の額のない世帯)	11,000	10,800
D1		所得割の額 5,000 円未満	13,000	12,800
D2		所得割の額 5,000 円以上 28,800 円未満	15,000	14,700
D3		所得割の額 28,800 円以上 37,900 円未満	17,500	17,200
D4		所得割の額 37,900 円以上 41,000 円未満	19,000	18,700
D5		所得割の額 41,000 円以上 60,600 円未満	22,000	21,600
D6		所得割の額 60,600 円以上 73,800 円未満	26,000	25,600
D7		所得割の額 73,800 円以上 90,000 円未満	29,000	28,500
D8		所得割の額 90,000 円以上 110,800 円未満	32,000	31,500
D9		所得割の額 110,800 円以上 120,000 円未満	35,500	34,900
D10		所得割の額 120,000 円以上 137,500 円未満	37,500	36,900
D11		所得割の額 137,500 円以上 191,100 円未満	38,500	37,800
D12		所得割の額 191,100 円以上 237,700 円未満	41,000	40,300
D13		所得割の額 237,700 円以上 279,000 円未満	43,500	42,800

D14		所得割の額 279,000 円以上 370,000 円未満	47,000	46,200
D15		所得割の額 370,000 円以上	48,000	47,200

」

を

「

B	A 階層を除 き、当該年度 の 4 月分か ら 8 月分ま での保育料 の算定にあ っては前年 度分の、当該 年度の 9 月 分から 3 月 分までの保 育料の算定 にあっては 当該年度分 の市町村民 税の額の区 分が右欄の 区分に該当 する世帯	市町村民税非課税世帯	0	0
C		均等割の額のみの世帯(所得 割の額のない世帯)	11,000	10,800
D1		所得割の額 24,800 円未満	13,000	12,800
D2		所得割の額 24,800 円以上 48,600 円未満	15,000	14,700
D3		所得割の額 48,600 円以上 57,700 円未満	17,500	17,200
D4		所得割の額 57,700 円以上 60,800 円未満	19,000	18,700
D5		所得割の額 60,800 円以上 80,400 円未満	22,000	21,600
D6		所得割の額 80,400 円以上 93,600 円未満	26,000	25,600
D7		所得割の額 93,600 円以上 109,800 円未満	29,000	28,500
D8		所得割の額 109,800 円以上 130,600 円未満	32,000	31,500
D9		所得割の額 130,600 円以上 139,800 円未満	35,500	34,900
D10		所得割の額 139,800 円以上 157,300 円未満	37,500	36,900
D11		所得割の額 157,300 円以上 210,900 円未満	38,500	37,800
D12		所得割の額 210,900 円以上 257,500 円未満	41,000	40,300
D13		所得割の額 257,500 円以上 298,800 円未満	43,500	42,800
D14		所得割の額 298,800 円以上 389,800 円未満	47,000	46,200
D15		所得割の額 389,800 円以上	48,000	47,200

」

に改める。

同表備考 4 を削り、備考 5 を備考 4 とし、備考 6 中「次に掲げる世帯」を「C 階

層からD5階層までのいずれかに認定された前項各号の規定に該当する世帯」に改め、「(1) B階層に認定された世帯」及び「(2) C階層からD5階層までのいずれかに認定された前項各号の規定に該当する世帯」を削り、備考6を備考5とし、備考7を備考6とし、備考6の次に次のように加える。

- 7 第5項の規定にかかわらず、同一世帯において18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が2人以上いる場合、最年長の者から2人目の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用している(特別支援学校幼稚部情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。)1歳に達する日以後の最初の4月1日から3歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童の保育料は、半額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の見附市保育料規則の規定は、施行日以後の月分の保育料について適用する。ただし、所得割の額が改正前と同一もしくは下回り、かつ、保育料が改正前を上回る場合は、令和8年8月分までの保育料に限り、なお従前の例による。